

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年10月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立世田谷図書館業務一部委託

(2) 履行場所

世田谷図書館（若林四丁目22-13） 受託者の事務所 ほか

(3) 履行期間

世田谷図書館 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

本件契約は令和3年度予算配当を条件とする。

図書館運営体制あり方検討の検討状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と契約を締結する場合がある（最長で令和7年度までとする）。その場合、当該事業の予算配当があること及び前年度の履行内容が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 業務内容

令和3年度 世田谷区立世田谷図書館業務一部委託

(5) 対象施設の概要

世田谷図書館（複合施設名称「世田谷合同庁舎」）

- ・場 所 世田谷区若林四丁目22-13
- ・床面積 965.64㎡（図書館部分）
- ・階 数 地上6階地下1階建（図書館は地上1階部分の一部）
- ・資料数 図書資料99,868点、音響資料（CD）2,843点

(6) 業務委託料上限額

世田谷区立世田谷図書館業務一部委託

65,000千円（消費税込）を上限とする。

2 プロポーザルに参加できる者の資格（資格要件、実績等）

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件の全てに該当する者

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 平成28年度以降に、図書館(図書館法に基づく公立図書館)の奉仕業務を行った実績を有すること。
- (7) 法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。若しくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS)認証を取得していること。又は、申請中であること。

3 応募方法

- (1) 「企画提案要求説明書」に添付の「参加表明書」を提出すること。
- (2) 「企画提案要求説明書」の交付期間
令和2年10月9日(金)から令和2年10月22日(木)
- (3) 交付は、世田谷図書館での手渡し又は、世田谷区のホームページからダウンロードすること。[区ホームページ](#) [文化・スポーツ・生涯学習](#) [図書館](#)のお知らせに掲載
- (4) 「参加表明書」の提出期限 令和2年10月22日(木)午後5時まで

4 招請

参加表明書を提出した事業者のうち、前述2の参加資格を満たした事業者に招請通知を送付する。

5 選定方法

選定委員会にて評価基準に基づき評価を行う。

- (1) 提案書の審査
招請事業者が提出した企画提案について、選定委員会が書類審査により評価を行い、5事業者を超える提案書がある場合は、評価点が上位の5事業者以内の提案書に絞る。

【審査項目】

審査の項目	審査の視点
業務実施方針	業務目的、内容の理解度が高く、関連する計画等(図書館ビジョンほか)との整合が図れているか
具体的な図書館サービスの提案	世田谷区の地域特性を考慮した提案となっているか 提案内容に説得力、実現性があるか 課題解決のための創意工夫がなされているか

業務実施体制	図書館運営について従業員の採用・配置や運営環境の支援体制などが十分に確保されており、円滑な業務運営が可能か
契約実績	図書館運営業務の実務実績が十分か
経費の妥当性	経費の積算は業務内容を適切に反映した妥当な金額か
資料作成能力	提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか

(2) 提案に対するヒアリング

選定委員会が、企画提案書に係るヒアリング（提案内容に関する質疑応答）を実施した上で、審査結果を確定し、1事業者の提案書を特定する。

6 企画提案書の提出期限

令和2年11月20日（金）午後5時まで

7 担当

世田谷区立世田谷図書館

〒154-0023 世田谷区若林4丁目22番13号

電話：03-3419-1911 FAX03-3413-7075

8 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。

虚偽の内容が記載されているとき。

審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。

その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。

(5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(6) 契約保証金 免除

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 当該業務に直接関連する下記の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 契約等について

・詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

- ・本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 企画提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、区担当者に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。質問がある場合は企画提案要求説明書に従い行うこと。
- (12) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (13) 詳細は、企画提案要求説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円